阿賀野市告示第１８７号

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月２３日

阿賀野市長　加　藤　博　幸

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、地域経済の発展及び地域住民の雇用維持・賃金上昇に寄与することを目的とし、中東情勢や物価高騰等の影響を受ける市内事業者が経営課題の解決に取り組むために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、阿賀野市補助金等交付規則（平成１６年阿賀野市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この告示において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する者をいう。

（２）　小規模事業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に規定する者をいう。

（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、中小企業者又は小規模事業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

（１）　市内に住所又は事業所を有し、引き続き１年以上同一事業を営んでいること。

（２）　個人事業主においては、市内に住所及び事業所を有していること。

（３）　市税を滞納していないこと。

（４）　暴力団(阿賀野市暴力団排除条例(平成２３年阿賀野市条例第３０号)第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（５）　阿賀野市商工会又は市内金融機関の経営指導を受けていること。

（６）　過去に阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金の交付を受けていないこと。

（７）　中東情勢や物価高騰の影響を受け、令和８年２月以降の任意の１か月の売上高、粗利益又は営業利益のいずれかが、前年同月と比較して５パーセント以上減少していること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者にあっては、交付対象者としない。

（補助対象事業等）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中東情勢や物価高騰等に伴う経済社会活動の変化に対応するために新たに取り組む事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　新市場進出や事業再構築を図る取組

（２）　省人化・省力化等の生産性向上を図る取組

（３）　デジタル技術の活用やＤＸ化を図る取組

２　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する事業を実施するために必要となる経費のうち、別表に定めるものとする。

３　補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和９年２月２６日までとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額以内とし、１００万円を上限とする。ただし、小規模事業者にあっては、３分の２を乗じて得た額以内とし、５０万円を上限とする。

２　交付申請時において申請日の属する事業年度又はその翌事業年度における雇用者給与等支給額を、申請日を含む事業年度の直前の事業年度と比較して３パーセント以上増加させる方針を表明した事業者については、補助率を３分の２に引き上げ、小規模事業者にあっては、４分の３に引き上げる。

３　前項の「雇用者給与等支給額」とは、従業員に対する給与等の支給額の合計額をいう。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、小規模事業者が中小企業者に係る補助率及び補助上限額の適用を希望する場合は、これを選択することができる。

５　前各項の規定により算出した補助金の額に、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助回数）

第６条　補助の回数は、１事業者につき１回限りとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書（第２号様式）

（２）　売上等減少報告書（第３号様式）

（３）　経営指導等証明書（第４号様式）

（４）　誓約書（第５号様式）

（５）　補助対象経費に係る見積書、カタログ等の写し

（６）　事業実態及び１年以上の事業継続が確認できる書類

（７）　完納証明書

（８）　賃上げ方針表明をする場合は、賃上げ方針を表明したことを証する書面

（９）　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請書等の作成に当たっては、阿賀野市商工会又は市内金融機関の経営指導を受けるものとする。

（交付決定等）

第８条　市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第９条　申請者は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金変更申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）　補助金の交付申請額を変更しようとする場合

（２）　補助対象事業を中止する場合

（変更交付決定）

第１０条　市長は、前条に規定する変更申請があった場合は、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは、阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金変更決定（取消）通知書（第８号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　申請者は、補助対象経費の精算を終了し、補助対象事業が完了した

日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の２月２６日のいずれか早い期日までに阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金実績報告書（第９号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　補助対象経費一覧表（第１０号様式）

（２）　補助対象事業に係る契約行為が確認できる書類の写し

（３）　補助対象事業に係る納品、費用の請求及び支払を証する書類の写し

（４）　補助対象事業の遂行を確認することができる事業前と事業後の写真（写真による報告が適さない経費については、遂行を確認することができる書類）

（５）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、これを審査し、交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付額確定通知書（第１１号様式）により、通知するものとする。

（交付の請求）

第１３条　前条の規定により通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、阿賀野市企業競争力強化支援補助金交付請求書（第１２号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第１４条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　この告示の規定に違反したとき。

２　前項の規定は、第１２条に規定する補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

（補助金交付後の状況報告等）

第１５条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地調査等を行うことができる。

２　交付決定者は、補助金の交付年度から５年間、補助金の交付対象となった物品等について、貸与又は売却をしてはならない。ただし、市長がやむを得

ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

３　交付決定者は、補助金の交付年度から５年間、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。

４　交付決定者は、補助金の交付年度から５年間、市長の求めに応じ、補助対象事業の成果等に関する調査及び市の広報活動に協力しなければならない。

（その他）

第１６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１０月２３日から施行し、令和８年１０月５日から適用する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	内容
機械装置等費	補助事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費。ただし、自動車等の車両購入費、単なる取替え更新に係る経費及びその他補助事業の実施に必要と認められないものを除く。中古品にあっては、新品の同等品と比較して安価であることが容易に判断できるものに限る。
開発費	新商品・サービス等の開発、試作、改良等に要する費用。ただし、既存商品に係る経費と明確に区分できないものは除く。
展示会等出展費	新たな取引先・販路等の開拓を目的とした展示会、商談会等の出展、参加に要する経費及びそれに係る運搬費。ただし、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等その他自らが運搬するための経費は除く。
広報費	補助事業を周知するための広告、宣伝に要する経費。ただし、通常の営業活動に使用するものを除く。
報償費	新たな事業又は取り組みについて、専門的な知識・助言等を得るために支払う謝金
旅費	補助事業の実施に必要な出張に要する経費。ただし、通常の営業活動に要する経費は除く。
外注費	補助事業の実施に必要な業務の一部を、第三者に業務を請け負わせるための経費
その他の経費	上述に掲げる経費以外の経費で、市長が特に必要かつ適切

	と認める経費

備考

1　補助対象経費の一部に交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等の公的な資金の用途として社会通念上不適切な経費を含む場合は、その相当額を対象外とし、不可分なものについては、その経費の全部を対象外とする。

2　補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとする。

3　支払が割賦によるものは、当該補助期間中の支払額のみを対象とする。ただし、割賦手数料は対象外とする。

4　補助金の交付決定前に発注されたものの経費は、対象外とする。ただし、展示会等出店日に係る出展申込みが補助金の交付決定日前であっても展示会等の開催日及び出展料等の支払が交付決定日以降であれば対象とする。

5　実績報告において、その経費の額及び経理を証明する書類を提出できないものは、対象外とする。

6　自社内部の取引によるものは、対象外とする。

7　筆記用具、プリンタ用インク、用紙、電池等消耗品は、対象外とする。

8　通信費は対象外とする。

9　振込手数料は対象外とする。ただし、発注先が負担する場合で振込手数料を含んだ額が発注金額となる場合は、この発注金額を補助対象経費とする。

１０　補助事業の遂行において発生した突発的な修繕費は、対象外とする。

１１　各種保証及び保険料は対象外とする。ただし、展示会等の出展で出展料に含まれる保険料は、対象とする。

１２　商品券等での支払は対象外とする。経費の一部を商品券等で支払ったものは、商品券等で支払った額を差引き補助対象経費とする。

第１号様式（第７条関係）

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

阿賀野市長　様

〒
申請者　所 在 地
事業所名
代表者名
（個人事業主の場合
住所）

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱第７条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助事業の開始及び完了予定日
交付決定日から令和　　年　　月　　日まで

２　補助対象経費合計　　円（イ）（税抜）

３　補助金交付申請額　　円（1,000 円未満切捨）
（（イ）×1/2 以内の額　　上限 100 万円
※賃上げ方針表明(3.0%以上)の場合　補助率 2/3 に引き上げ
小規模事業者は（イ）×2/3　上限 50 万円
※賃上げ方針表明(3.0%以上)の場合　補助率 3/4 に引き上げ）

４　添付書類
（１）　事業計画書（第２号様式）
（２）　売上等減少報告書（第３号様式）
（３）　経営指導等証明書（第４号様式）
（４）　誓約書（第５号様式）
（５）　補助対象経費に係る見積書、カタログ等の写し
（６）　事業実態及び１年以上の事業継続が確認できる書類
法人は３ヵ月以内の登記簿謄本
個人は直近の確定申告書・決算書の写し(受付印及び電子申告証明があるもの)
（７）　完納証明書
（８）　【賃上げ方針を表明する場合】賃上げ方針を表明したことを証する書面
（９）　その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第７条関係）

事業計画書

＜申請者＞

<table>
<tr><td colspan="2">ふりがな
事業所名称</td><td colspan="3"></td><td rowspan="3">該当する場合は☑
☐小規模事業者
（従業員が商業サービス業は5人以下、その他業種は20人以下の事業所）
☐賃上げ方針表明
（3.0%以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
代表者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる業種</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（法人）</td><td>万円</td><td>常時使用する
従業員数</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">担当者</td><td>ふりがな
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>役職</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>携帯電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>FAX番号</td><td></td><td>E-mailアドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

＜経営計画＞

１．企業概要
２．外部環境の影響と顧客ニーズ・市場の動向
３．自社や自社の提供する商品・サービスの強み
４．経営方針・目標と今後のプラン

＜補助事業計画＞

（１）申請区分（いずれか１つに✓）

□新市場進出や事業再構築を図る取組　□省人化･省力化等の生産性向上を図る取組

□デジタル技術の活用や DX 化を図る取組

（２）補助事業の内容

１．補助事業で行う事業名
２．取り組み内容
３．補助事業の効果

（３）経費明細表

経費区分	経費内容	用途・必要理由	補助対象経費(税抜)	補助対象経費(税込)
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
補助対象経費合計			(ｲ) 円	(ﾛ) 円
補助金交付申請額 いずれかを選択してください。 【中小企業者区分】上限１００万円 □（イ）×１/２以内（千円未満切捨） □　賃上げ方針表明(3.0%以上)する場合：補助率２/３に引き上げ 【小規模事業者区分】上限５０万円 □（イ）×２/３以内（千円未満切捨） □　賃上げ方針表明(3.0%以上)する場合：補助率３/４に引き上げ ※小規模事業者の場合、経費の額に応じて有利な区分を選択可。			円	

※経費区分には、「①機械装置等費」から「⑧その他経費」までの各費目を記入してください。

※必要に応じて欄を増やして記載してください。

※用途・必要理由については、具体的に記載してください。

（４）資金調達方法

経費区分	金額(円)
１．自己資金	円
２．金融機関からの借入金	円
３．その他 （　　）	円
合計額	円

※合計額は（ロ）の補助対象経費合計と一致します。

※補助事業が終了してからの精算となりますので、その間の資金調達方法について記入してください。

（５）補助事業による見通し

	直近年度実績 (令和　年度)	1年後 (令和　年度)	2年後 (令和　年度)	3年後 (令和　年度)
売上（A）	(D)			(F)
売上原価（B）				
売上総利益（A-B)				
販売費及び一般管理費（C）				
営業利益（A-B-C）	(E)			(G)

3年後の売上増加率 {(F-D)/D×100}	%
3年後の営業利益増加率 {(G-E)/E×100}	%

第３号様式（第７条関係）

年　　月　　日

阿賀野市長　様

（申請者）
郵便番号
住　所
名　称
代表者名

売上等減少報告書

当社（私）は、経済社会活動の変化により、下記のとおり売上等が減少していることを報告します。

記

１　売上等の減少状況

（2026 年 2 月以降の任意の１か月の売上高、粗利益、営業利益のいずれかが、前年同月と比較して５％以上減少している状況を記入してください。）

比較対象とする項目を選択してください。

□ 売上高　　□粗利益（売上高－売上原価）　　□営業利益（粗利益－販管費等）

① 2026 年 2 月以降の任意の１か月		② 前年同月		③ 減少率 (②-①)/② ×100
対象月	年　　月	対象月	年　　月	
円		円		%

２　売上等が減少していることの根拠資料

（法人税事業概況説明書の控、所得税青色申告決算書の控、売上台帳、月次残高試算表の写し等、対象月の月間売上高がわかり、〇年〇月と明確な記載があるもの
※添付書類に、記載された内容に相違ない旨の記載をし、事業所名・代表者名の記名押印をしてください。）

別添資料のとおり

第４号様式（第７条関係）

経営指導等証明書

年　　月　　日

阿賀野市長　様

(経営指導等実施機関)
住　　所
実施機関名　　印
代　表　者

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金の申請にあたり、下記の者に経営指導等を行ったことを証明します。

記

住　　所	
氏　　名	
事 業 所 名	
事業所所在地	

第５号様式（第７条関係）

誓　約　書

阿賀野市長　様

私は、「阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金」の交付申請を行うにあたり、下記の内容について、誓約します。

記

●阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱に定める次の対象要件をすべて満たしています。

・阿賀野市内に本社又は事業所を有する中小企業者または個人事業主であること。
・個人事業主においては、市内に住所及び事業所を有していること。
・１年以上事業を営んでいること。
・市税に滞納がないこと。
・暴力団（阿賀野市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者。
・「阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金」を活用していないこと。
・売上等減少要件について、事実に相違なく、該当していること。

●申請を行った対象経費について、事実に相違ありません。また、国又は県その他の機関の支援制度に申請した（又は今後申請予定の）経費は対象に含んでいません。

●阿賀野市から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。

●虚偽や不正等が判明した場合は、補助金を返還します。

令和　　年　　月　　日

申 請 者
所 在 地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
事業者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第６号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

阿賀野市
様

阿賀野市長

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　月　日付けで申請のあった阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金の交付については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 （不交付の場合は不交付と記載）	円
不交付の理由 （不交付の場合のみ記載）	
交付に係る条件等	

第７号様式（第９条関係）

年　　月　　日

阿賀野市長　　様

〒
所 在 地
事業所名
代表者名
（個人事業主の場合
住所）

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金変更申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で決定した補助金について下記のとおり変更したいので、阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

変更の目的 （右記アからイのいずれかで該当するものに〇印を付す）	ア　補助金交付申請額の変更 イ　補助事業の中止
変更後の補助金交付申請額　　Ａ	円
現在交付決定を受けている額　Ｂ	円
増減額　Ａ－Ｂ	円
変更の理由	

第８号様式（第１０条関係）

第　　号

令和　　年　　月　　日

阿賀野市　　様

阿賀野市長

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金変更決定（取消）通知書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定した補助金について、令和　　年　　月　　日付けの変更申請に基づき、阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により変更を承認し、次のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

既交付決定額	円
変更交付決定額 （交付決定取消の場合は取消と記載）	円
交付に係る条件等	

第９号様式（第１１条関係）

令和　年　　月　　日

阿賀野市長　　様

申請者　　所 在 地
事業所名
代表者名
（個人事業主の場合
住所）

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定があった補助金について、事業が完了したので、阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり関係書類を添付して報告します。

記

１　補助対象経費合計　　円(イ)(税抜)

２　交付決定額　　円(1,000 円未満切捨)
（（イ）×1/2 以内の額　　上限 100 万円
※賃上げ方針表明(3.0%以上)の場合　補助率 2/3 に引き上げ
小規模事業者は（イ）×2/3　上限 50 万円
※賃上げ方針表明(3.0 以上)の場合　補助率 3/4 に引き上げ）

３　添付書類
□　補助対象経費一覧表（第１０号様式）
□　補助対象事業に係る契約行為が確認できる書類の写し（契約書、請書、注文書等）
□　補助対象事業にかかる納品及び支払いの完了が確認できる書類の写し
（事業所名、日付、品目及び金額を明らかにした納品書・請求書・領収書すべて）
□　補助対象事業の遂行を確認することができる事業前と事業後の写真（写真による報告が適さない経費については、遂行を確認することができる書類）
□　その他市長が必要と認める書類

第10号様式（第11条関係）

補助対象経費一覧表

1. 事業者名　：
2. 交付決定日　：

＊交付決定通知書の右上に記した日付を記入してください。

●経費番号ごとの下記の必要書類を整理して提出してください。（必要書類の右上に経費番号を記載してください。）
- ・契約行為が確認できる書類の写し〔契約書、請書、注文書　等〕
- ・納品及び支払いの完了が確認できる書類の写し〔納品書・請求書・領収書のすべて〕
- ・遂行を確認できる事業前と事業後の写真（その他遂行を確認できる資料）

●「交付決定日」以後に「申込or発注or契約」を行い、「補助事業実施期限」までに支払を終えた経費が補助対象です。
（ただし、展示会への出展については交付決定前の申込みでも、請求書の発行が交付決定日以後であれば、補助対象となります。）

経費番号	経費区分	支出内容	金額（税抜）	支払先	発注・申込・契約日	支払日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計額（イ）			0			

★補助金交付申請額の補助率
いずれかを選択してください。
【中小企業者区分】上限１００万円
　□　（イ）×1/2以内(千円未満切捨)　上限100万円
　□　賃上げ方針表明(3.0%以上)する場合：補助率2/3に引き上げ

【小規模事業者区分】上限５０万円
　□　（イ）×2/3以内(千円未満切捨)　上限50万円
　□　賃上げ方針表明(3.0%以上)する場合：補助率3/4に引き上げ
※小規模事業者の場合、経費の額に応じて有利な区分を選択できます。

第１１号様式（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

阿賀野市
様

阿賀野市長

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金については、阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱第１２条の規定により次のとおり交付額を確定したので通知します。

１　補助金の確定額　　円

第１２号様式（第１３条関係）

阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付請求書

年　月　日

阿賀野市長　　様

〒
申請者　所在地
事業所名
代表者名
（個人事業主の場合
住所）

年　月　日付け 阿商第　　号で補助金の交付確定通知を受けた件について、阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱第１３条の規定により請求します。

金　　円

振込依頼先

金融機関名	
支　店　名	
口座番号	普通　・　当座
（フリガナ） 口座名義	

※振込指定口座は、申請者が法人又は団体等の場合は当該法人又は団体等の名義の口座に限るものとし、申請者が個人の場合は当該申請者名義の口座に限るものとする。